

○農林水産省令第十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号)

第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年三月二十九日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「網路港」を「紋別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港」に、「留萌港」を「石狩湾港、留萌港、稚内港」に、「酒田港」を「能代港、酒田港、相馬港」に改め、「鹿島港」の下に、「木更津港」を、「直江津港」の下に、「柏崎港」を加え、「新潟西宮芦屋港」を削り、「姫路港」の下に、「新宮港」を加え、「尾道系崎港」を「福山港、尾道系崎港、竹原港」に改め、「平生港」の下に、「三田尻中関港、山口港、宇部港」を、「詫間港」の下に、「丸亀港」を、「高松港」の下に、「宇和島港」を、「今治港」の下に、「三島川之江港」を、「三池港」の下に、「唐津港」を、「佐世保港」の下に、「水俣港」を、「鹿児島港」の下に、「川内港」を加える。

2 携帯する植物については秋田空港、山形空港、

庄内空港、福島空港、鳥取空港、美保飛行場、

出雲空港、山口宇部空港、高知空港及び宮崎空

港も、法第六条第三項の飛行場とする。

附 則

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。